

## 論文の内容の要旨

論文題目 岩手県リアス式海岸集落の  
平時と津波復興期における空間の計画と形成

氏 名 萩原 拓也

本研究は、津波常習地域であるリアス式海岸に立地する集落における空間計画の内容や制度的展開の把握と、岩手県沿岸地域漁業集落を対象とした平時と津波復興期の空間計画・形成実態解明を通して、平時と津波復興期の空間計画・形成の関係性を明らかにし、津波常習地域における空間計画、特に地域性の継承に資する平時と津波復興期の空間計画のあり方に示唆を得ることを目的とした研究である。

第1章では、問題意識、背景と上記の目的を提示し、関連する先行研究を精査した上で、本研究における論点として、津波復興計画と漁業集落計画の接点、平時と津波復興期における地域性の継承と空間の連続性を示し、また研究の構成と方法を提示し、もって研究の枠組みを設定した。

第2章では、過去の津波復興期の空間計画及び、平時における津波防災対策について考え方と制度的展開について明らかにした。津波復興期の空間計画では、安全な居住地整備が方針とされ、住居・施設の移転が行われており、一方で平時の津波防災はハード整備を中心とした対策から、徐々に複合的対策に移行しつつあるものの、実現可能性が低い状況であることを確認した。

第3章では、漁業集落空間計画の方針、制度的展開を明らかにした。

まず、漁業集落が交通・流通における接続性や防災や用地不足、環境衛生等の課題を有する点を指摘した。その上で、戦前期には機能的ゾーニングや道路体系の検討等を通し、生産・生活両面での近代化が目指されたことを指摘した。戦後の漁業集落空間計画では、食料確保の必要性から、漁業の近代化を目標とした漁港整備の全国的展開、それに遅れて1970年代以降から生活環境整備が具体的な政策として取り上げられるようになったことを確認した。戦後の漁業集落内を対象とする空間計画は、海陸境界部における漁業生産空間の整備と、漁港と市場を結ぶ流通基盤強化が主体であり、対して漁港区域外の空間整備を中心的に担う漁業集落環境整備事業は、狭隘で高密度な漁業集落内の環境に対して、土地利用の合理

化、衛生面の改善によって対応することを明らかにした。

第4章は第一部の小括として、リアス式海岸集落で展開された、公的な空間計画として、①津波復興及び防災に関わる空間計画、②漁業集落における空間計画の対象や内容について分析し、①-A.津波復興期の空間計画、①-B.津波防災の空間計画、②-A.戦前の漁業集落計画、②-B.漁業生産・流通空間整備、②-C.漁業集落環境整備に類型化した上で、その特徴を明らかにした。戦後、漁業生産と国土保全を担う「漁港」というシステムの中に漁業集落は位置づけられることになり、また、津波防災の空間計画に関わる防潮堤整備とともに、海岸付近は公共事業による著しい空間改変が行われてきたことを指摘した。

第5章では岩手県沿岸地域とそこに立地する集落において、戦後に実施された公的な空間計画の実態とその特徴を明らかにした。高度経済成長期、岩手県沿岸地域は工業や漁業生産地としての開発が志向され、漁業集落では漁業基地として漁港整備が継続的に実施され、チリ地震津波以降、防潮堤等の海岸保全施設整備が急速に進行した。また工業や漁業生産地としての開発効果を高めるために、南北に縦貫する交通基盤整備が重要な政策として位置付けられ、これを軸に都市的な機能が集積する幹と、これに接続する枝としての半島部によって構成される直線的な地域構造に変化したことを明らかにした。

第6章では漁業集落の生活環境整備を担ってきた漁業集落環境整備事業の岩手県における計画の特徴と意義・課題を明らかにした。集落内道路の利便性・安全性向上、排水等の処理施設整備による集落内・湾内の環境改善に対して、環境整備事業がその実現に貢献したことを明らかにした。また、事業が津波対策として一定の役割を果たしうる一方で、津波防災に対する具体的な計画がほとんど見られない地区があった。また、集落環境改善のための用地確保があり、特に合意形成に大きな課題があったことを指摘した。一方で、土地の出現にあわせて漸次的に施設整備を実現するプロセスの可能性についても言及した。

第7章では、岩手県沿岸地域の6集落を対象に津波復興期および平時における空間構造の形成実態を、土地利用、基盤空間、生活共同空間に着目して明らかにした。

全集落で居住地の拡大が見られ、その類型として①昭和三陸津波で被災した原地・低地部、②集落背後の農地等、③新設された道路周辺、④公的な住宅開発地があることを明らかにした。また、拡大した居住地と漁業生産空間との接続性を高める空間整備が行われる場合があることを明らかにした。

また基盤空間に関して、半島部の集落における近隣集落や国道45号への接続改善、漁港整備それに伴う陸域の拡大、チリ地震津波以降の海岸保全施設整備と、陸域、海域の分離等を明らかにした。生活共同空間は、終戦直後に昭和三陸津波後の集団移転住宅地（復興地）や海岸付近の居住地周辺に立地していたものがその後の空間形成により、分散的な配置となる傾向を明らかにした。

また平時の空間形成において、特別に土地利用・生活共同空間の立地に津波防災上の特別な配慮は見られなかった点を指摘した。また、復興地の存在によって一般的な漁業集落とは異なる空間構造が形成されたが、多重的で多様な景観が形成されてきたことを指摘した。

第8章では、居住地内部のミクロな空間形成について分析を行った。リアス式海岸地域では、自動車利用への対応が課題となったことを示した上で、宅地以外の土地を活用することで対応していることを明らかにした。また平時に居住地拡大を可能にした素地として、複合的な生業を行うための農地があり、分筆した土地を主に売買、一部に親族等への贈与によって漸次的に宅地化していく過程を明らかにした。さらに、生活共同空間として利用される土地・建物の確保のパターンとして①既存施設への併設、②土地の継続利用、③地域住民による提供、④別用途で整備・造成された敷地・建物の利用があることを明らかにした。また、住民やコミュニティが財物や労働力を提供することで、生活共同空間の整備に深く関与し、その関与のあり方は、各コミュニティ形態によって特徴づけられていることを指摘した。

第9章では6集落において東日本大震災後の津波復興期の空間形成について明らかにした。

はじめに被災・災害対応について概観し、復興地が低地部からの緊急避難先の対象となったこと、また高台の生活共同施設、そこに至る道路等、明確に避難場所・動線と認識される空間構造が重要であることを指摘した。

東日本大震災後の津波復興期の公的な空間計画について、6集落のケーススタディをもとに共通点や特徴的な点について考察を行った。第一に、高台移転と災害危険区域指定によって居住地を限定し、集落の中心であった復興地や道路基盤が、その目安として位置付けられること、第二に生産空間と生活空間の関係として、両者の間に低未利用な空間が存在し、分離する構造となったことを指摘した。また、第三に概ね復興地での現地再建が可能な計画となり、昭和三陸津波後に続いて集落の中心としての復興地を位置づける意図があったことを明らかにした。第四に、平時の空間形成、特に平時に拡大した居住地との関係について、平時に形成された高台の居住地周辺では、類似する立地への高台移転が行われたことを明らかにした。第五、他集落との接続性の向上が図られたことを明らかにした。

また、公的な復興計画に対して、被災者自身が再建用地を取得する自主住宅再建の傾向について明らかにした。復興計画・復興事業区域外に再建された住宅の立地は、主に①農地・空き地、②公的開発団地、③復興地に分類されることを明らかにした。また、公共施設の再建パターンとして、①原位置での再建・統合、又は他の公共施設が立地していた土地での再建、②他の公共施設敷地内又は隣接敷地への統合、③集落高台での単独再建、④復興事業との一体的な再建に分類することができることを明らかにした。

以上を踏まえて、第10章では、リアス式海岸集落における平時及び津波復興期の空間計画・形成についてその特徴を整理し、さらに両者の関係性について考察を行った。平時の空間計画と津波復興期の空間計画の関係性として、両期間の空間計画の間に、意図しない継承・連鎖が見られること、また復興地の計画対象としての扱いの変化について指摘した。平時の空間形成が空間領域の拡張・混在化を図る一方で、津波復興期の空間計画が、反対に領域の明確化を図ること、平時において必ずしも公的な空間計画の対象ではなかった事柄が、津波復興期には行政計画の対象として位置づけられることを指摘した。最後に、平時の空間

形成と津波復興期の空間形成の関係性として、平時における土地利用の変容過程が復興期においても連続的に継続されることを指摘した。

最後に第11章では津波常習地域、特にリアス式海岸集落の空間計画のあり方について考察を行った。平時と津波復興期の空間計画についてそれぞれ、集落内部の漸次的な小規模な空間改良と、安全性への高い要求とともに、地域に強い計画性や象徴となりうる空間を挿入するものであることをした上で、両者を接続する可能性を指摘した。また、津波常習地域であるリアス式海岸集落の空間計画に対する示唆として、集落で総合的環境の理解の必要性とノラ空間の調整しろとしての可能性、空間の継続的利用の可能性について提示し、リアス式海岸集落の空間計画の更新に向け、現行の事業制度改善や空間計画の主体のあり方の見直しの必要性について論じた。